

悲惨な交通事故に 遭わないために：



●道路を横断するとき

5月、大型連休などがあり、絶好の行楽シーズンになります。季節的にもすがすがしい気候になるために、気がゆるみ、交通事故への警戒心が薄れます。無事故で過ごすために、道路交通法等を遵守するとともに、どんなときにどんな場面で危険があるのかを認識して、交通事故防止に努めましょう。

道路を横断中の交通事故が増えています。横断歩道が近くにあるときは、遠回りしても横断歩道を渡りましょう。もし横断歩道がない場合には、道路の右左がよく見渡せる場所を選んで渡りましょう。

●スピードの出し過ぎに注意

自転車や歩行者と衝突する事故が増えています。歩道では、ゆっくりとした速度で進行し、歩行者の通行を妨げるおそれがあるときには、一時停止をして歩行者を優先させましょう。

車は、時として凶器となってしまうときがあります。速度が高くなるほど、衝突したときの衝撃度は強く、事故にあったときには悲惨な状況になってしまいます。車を運転する際には、制限速度を守りましょう。

●夜間外出するとき…

歩行者からは車のライトはまぶしく

●いつも通り慣れた道路 (油断大敵)

歩行者は、自宅付近などの通り慣れた道路では油断が生じますので、道路を横断するときには右左の安全確認をしましょう。

ドライバーは、油断して安全確認がおろそかになり、交差車両の発見が遅れて出会い頭で衝突する危険性があります。いつもの交差点ほど意識的に安全確認を徹底しましょう。

放置車両の取り締まりが強化されます！



改正道路交通法が6月1日から施行されます。

●警察官・交通巡視員に加え、「民間の駐車監視員」が地域を巡回し、確認した放置車両に「放置車両確認標章」を取り付けます。

※放置駐車とは…違法駐車のうち、運転者が車両を離れて直ちに運転することのできない状態にあるものをいいます。

●放置駐車車両の使用者に「放置違反金」の納付が命じられます。

※使用者とは車検証に記載された使用者が該当。

●車の使用者が「放置違反金」を滞納し続けていると、その車の車検が拒否されます。また、財産の差し押さえによる「強制徴収」を受けることもあります。

いくらいによく見えますが、ドライバーからは30m位まで接近しないと歩行者が見えません。車が通り過ぎるのを待ってから渡るようにしましょう。また、ドライバーに分かるような服装(白い服装)や夜光反射材を着用するようにしましょう。

●自転車や歩行者と衝突する際には、必ずライトを点灯しましょう。また、歩行者と同じように、ドライバーに目立つような服装(白い服装)や夜光反射材を着用し、自転車にも反射器材を着けるようにしましょう。

●ドライバーは、車のライトが照らし切れない道路の右側から横断してきた歩行者や自転車をはねてしまつ事故が多発しています。夜間は、道路の右前方の暗がりにも目を凝らし、横断歩行者や自転車の早期確認に努めましょう。(対向車がないときには、ライトを遠めにするようにしましょう。)

▼問い合わせ先

下野警察署 交通課
☎0110
総務課 交通防災係
☎9115

